

都市内分権事業推進の概要と主な課題

都市内分権課

1 概要

地方分権の進展により地方自治体の自己決定原則の強化が図られたが、市民社会の更なる成熟という視点から、住民自治とコミュニティの重要性が再認識されている。特に市町村合併により市域が一層拡大する中で、地域の個性を生かして地域の活性化を図るためには、コミュニティにおいて展開される住民自治活動と地方自治体との協働関係をいかに築いていくかが極めて重要な課題となっている。

そのため、長野市では、地域住民による自己決定原理を踏まえながら、住民自治の拡充に向けた取り組みや今後の支所機能のあり方など、都市内分権の可能性と新たな都市経営の手法について研究を進め、市民と行政の協働による新たなまちづくりを推進するもの。

（「市政概要」より）

2 住民自治協議会の位置づけ

(1) 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年長野市条例第2号）

- ① 市及び住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係。
- ② 市は、協働関係に基づき住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、必要な支援を行う。
- ③ 住民自治協議会は、市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行う。

(2) 地区住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定

- ① 平成21年4月20日締結（信州新町及び中条地区は平成22年2月27日）
- ② 概要
 - ・住民自治協議会と市の共通の目的は「住民の福祉の増進」。
 - ・住民自治協議会の役割は、自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を実施するとともに必須事務を行う。
 - ・住民自治協議会が行う必須事務、その他自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、市は必要な支援を行う。

(3) 地区住民自治協議会と長野市との協働に関する年度協定

- ① 平成22年4月1日締結（毎年度4月1日に締結）
- ② 概要
 - ・必須事務の項目を記載
 - ・当該年度分の「地域いきいき運営交付金」の交付額を記載

3 住民自治協議会に対する財政支援制度

(1) 地域いきいき運営交付金

① 連合組織を発展的に解消した各種団体への補助金等をまとめ、地区が用途を決定することにより、住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援することを目的に交付するもの。

② 1地区あたり190～220万円（世帯数に応じる）の事務局職員雇用に要する経費を含む。

③ 平成24年度予算額 292,843千円

④ 交付額の算定方法

毎年度行う世帯数調査に応じて、前年度交付額の1/2に、前年度からの世帯数増減率を乗じて算出

（A年度算出の例）

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{A-1年度交付額の} \\ \text{2分の1} \\ \text{【固定費】} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{A-1年度交付額の} \\ \text{2分の1} \\ \text{【変動費】} \end{array}} \times \frac{\text{A-1年度世帯数}}{\text{A-2年度世帯数}}$$

⑤ 繰越金

繰越金は当年度交付金交付額の概ね3割以内とし、これを超える剰余金は原則として市に返還する。

会計処理の基本的な考え方として、一般的に住民自治活動においては区費等の自主財源が確保されているが、できるだけ簡便な会計処理ができるよう、住民自治協議会の予算執行にあたっては一括交付金から優先的に充当するものとして対応する。

⑥ 積立金

住民自治協議会は、交付金の一部を積立金に充当しようとするときは、あらかじめ、積立てを行う目的及びその期間を定め、長野市地域いきいき運営交付金積立金事業計画書を市に提出し、その承認を受ける。

また、積立期間については、当該年度の積立金額を当初予算書及び実施計画書に明記する。

(2) 地域やる気支援補助金

① 地域のやる気を支援し、よりよい地域づくりを目指すもの。住民自治協議会からの事業提案を受けて、市民代表による公開選考の上で補助対象事業を決定するもの。

② 平成24年度予算額 10,000千円（1地区100万円上限）

③ 選考委員会

- ・委員 審議会委員6名＋地域振興部長
- ・平成24年5月6日（日）開催

(3) **地区住民自治活動保険料助成金**

① 市民が安心して住民自治活動に取り組めるよう、**住民自治協議会が加入する自治活動保険の保険料について、住民負担が半額になるよう市が助成するもの。**

② 交付対象 住民自治協議会

③ 標準補償内容

賠償責任	： 1 億円（対人・対物共通）	
傷害	： 死亡	300 万円
	入院	2,000 円／日
	通院	1,000 円／日

④ 区や自治会活動との関係

区や自治会の活動も、住民自治協議会の活動と位置づけることで対象となる。

⑤ 平成 24 年度予算額 6,600 千円

(4) **住民自治協議会活動拠点整備・維持・管理事業**

① 住民自治協議会活動拠点の整備・維持・管理等に要する経費のうち、活動拠点を所管する所属の予算によることが適当でないものについて対応するもの。現時点では、第一から第五地区合同活動拠点（もんぜんぱら座）に関する駐車料金及び会議室使用料を補填するもの。

② 平成 24 年度予算額 150 千円

(5) **住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助事業**

① 住民自治協議会の自立促進及び活動の継続性を担保するためには、会の運営や活動の事務統括及び企画・調整等を担う事務局長を設置することが有効であるとの考えの下、事務局長設置に対する将来的な市の財政支援のあり方を検討するために、**住民自治協議会が事務局長を雇用する経費の一部を予算の範囲内で時限的に補助する制度**を創設する。

② 住民自治協議会が雇用した事務局長の雇用に要する経費（賃金や労働保険料等）について、住民自治協議会を対象として交付

③ 補助上限額 1,200 千円

④ 補助率 10 分の 10（全額概算払い可）

⑤ 事業の検証

- ・ 住民自治協議会は、事務局長が取り組んだ主な業務内容、勤務日数、勤務時間、支給した賃金等について市へ報告する。
- ・ 市は、前項に基づき、将来的な事務局長の雇用に対する支援のあり方を検討（H24～H25）する。

4 住民自治協議会連絡会

地区に関する、市との協議、市への提案や要望、市からの依頼や周知等については、原則として住民自治協議会（地区まちづくり活動を所管する支所・地区活動支援担当を含んで考える。）を主体として行うこととし、**住民自治協議会連絡会を設置する。**

- (1) 組織 各地区の住民自治協議会長ほか1名（事務局長等）の2名により構成される。
（費用弁償も2名分支給）
議長は、住民自治協議会設立順に地区持ち回りで担当する。
- (2) 開催 隔月（奇数月）開催を原則とし、必要に応じて追加して開催する。
- (3) 事務局 都市内分権課
- (4) 根拠 基本協定第7条「甲及び乙は、協働して行う事務を円滑に進めるため情報交換及び協議を目的とした場を設けるものとする。」 設置要綱等の詳細根拠はなく、運用に疑義が生じた場合はその都度連絡会で協議している。
- (5) 想定される会議事項
 - ①地区間の**情報交換**
 - ②32地区に共通する**市への提案・要望等**
 - ③32地区に共通する**市からの協議・依頼・重要な周知等**
（例） 必須事務項目の見直し等に関する協議
臨時的・緊急的な依頼事項
重要施策の周知など
- (6) 留意すべき点
 - ①従来の長野市区長会常任理事会に相当する市民との代表窓口ではあるが、市との対等な協議の場であることから、簡易な事務連絡等は後述の地区活動支援担当者会議で行うこととする。
 - ②特定の地区・区等に関する市からの協議等については、担当部局が個別に対応する。
 - ③市民の安全に関することなど緊急を要するものは、適宜対応する。

5 地区活動支援担当者会議（支所長会議） 支所長＝地域のまちづくりのマネジメント

住民自治協議会連絡会の負担軽減を図りつつ、住民自治協議会と市との円滑な連携を図るため、**住民自治協議会連絡会に諮る必要がない簡易な事務連絡等を行う補助機関**として、地区活動支援担当者会議を毎月開催する。

- (1) 組織 32地区の地区活動支援担当により組織
- (2) 開催 例月の部課長会議と同日に開催
- (3) 想定される会議内容
 - ①市（担当課）からの簡易な事務連絡等
（例） 必須・選択事務に関する協議を要しない連絡事項等
 - ②地区活動支援担当者間の情報・意見交換
 - ③都市内分権課との連絡・調整
- (4) 事務局 都市内分権課

6 現在の主な課題

- ・第一期推進計画 H18～21 市民とともに歩む新たなまちづくりを目指して
※住民自治協議会の設立に向けた支援
- ・第二期推進計画 H22～26 真の住民自治の確立を目指して
※住民自治協議会の活動の充実(自立運営)に向けた支援

(1) 都市内分権(住民自治協議会活動)の市民理解の促進

- ・都市内分権の趣旨や住民自治協議会の活動に関して、住民理解の浸透に努める必要がある。
 - ①テレビや新聞などのマスコミ報道
 - ②住民自治協議会が発行する広報紙(住民自治協議会だより)
 - ③住民自治協議会が開設するホームページ(H24.9 現在 14 地区)
- ・今年度秋に行うまちづくりアンケートにより住民自治協議会との関わり度や情報収集媒体などの結果に基づき適切な対応を図る。
 - ①広報ながのなどの活用
 - ②住民活動フォーラム(毎年秋に開催)のあり方の検討(H24.11.18 開催予定)
 - ③市のホームページの活用(アクセス性の向上など)

(2) 住民自治協議会の安定(継続)的な運営に向けた支援

- ・住民自治の本旨に則り、一義的には会長をはじめとして役員を中心に住民自らが作り上げていくものであることを踏まえて、市として必要な支援を行う。
 - ①地区への訪問活動などを通じて地区との信頼関係を構築する中で、課題などの相談に応じ、共に解決の方向を探っていく
 - ・例：組織構成の見直し・事業の見直し・支所との役割分担の明確化 など
 - ②事務局長を中心とした事務局体制の確立
 - ・事務局職員・地域福祉ワーカー・地域たすけあいコーディネーターの連携
 - ③事務局職員の会計処理をはじめとする事務能力向上への支援
 - ・事務局職員研修やパソコン研修会の開催
 - ④住民自治協議会連絡会などの機会を通じた情報交換の場の提供
 - ・住民自治協議会の組織、事業活動の見直しの機会

(3) 都市内分権(住民自治協議会)の目指す将来の方向性

- ①住民自治協議会との協働関係の深化
参考となる事例が見当たらない中で、これまでも住民自治協議会との話し合いを通じて方向性を決定してきた経過があり、これを土台に今後もより深い「協働関係」を目指していく。
- ②都市内分権の推進と市政への反映(人的・財政的効果の検証)
住民自治協議会の活動が活発化する中で、市政運営面での成果、また、今後たらされる効果などを検証し、市政に反映させていく必要がある。